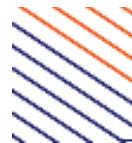


# 公正競争確保の在り方に関する検討会議（第3回）の 質問事項への当社回答について

KDDI株式会社

2021年1月28日





## 1. 統合ネットワークについて (1/2)

1

- 1 NTT東・西とNTTドコモのネットワーク統合は禁止すべきとあったが、その場合のイメージはどのようなものか。実際にネットワークが統合されることで、ボトルネックの外辺が広がることだが、仮想化のネットワークが今後研究開発を踏まえて進展していく中で、ここをどう考えればよいか。R&Dの一体運営の問題にも関わってくると思うが、今後、5G、Beyond 5Gの新しいネットワーク構築が進んでいくことを考えると、このような統合禁止が本当に望ましいのか。そこまで禁止に踏みこむ必要があるのか疑義があるが、そこをどう考えるか。【岡田構成員】
- 2 そもそも今後のネットワークの展開を見据えたときに、今後は汎用性を高めるようなネットワークの構成、グローバルなネットワークの展開を見据えた研究開発がトレンドになると思うので、NTT仕様のクローズな状況が本当にありうるのかという印象を持った。そのあたり、懸念があれば教えて欲しい。【岡田構成員】
- 3 完全な統合ネットワークの構築は、今の状態ではかなり難しいと思う。ただ、部分的な融合はある程度許容できると思っていて、どこで線を引くのがよいのか。許容できる他事業者のネットワークの利用がありうるのか、そもそも一部であっても無理なのか。【大谷構成員】
- 4 禁止すべきネットワーク統合とは何なのか。NTT東・西はローカル5Gをやると言っていて、それに当たって、NTTドコモとの共同調達も考え共通の仕様で調達する、とのことだが、一応物理サーバとしては分かれており、仮想ネットワークなので論理的に別のネットワークが組まれていることになるが、電気的接続点がないということは、今後仮想化の中で大いにあり得る。何をもって統合というのかについて、何か意見があればお願いしたい。【相田構成員】



## 1. 統合ネットワークについて (2/2)

2

### <当社回答>

- 統合ネットワークに関して誤解のないように改めてご説明すると、当社は、NTTドコモが、競争事業者と同じ条件でNTT東・西から光ファイバやコロケーションを借りて、移動体・固定融合のネットワークを構築することを禁止といっているわけではありません。
- 1992年にNTTドコモが分離された時から、NTTドコモが固定通信事業に進出することは何ら妨げられておらず、例えば、当社と同じように、NTT東・西からシェアドアクセスを借りてFTTHサービスを提供することも可能です。また、仮想化技術が進み、競争事業者が移動体・固定融合のネットワークを構築する場合でもあっても、NTTドコモは、自社で競争事業者と同じように移動体・固定融合のネットワークを構築することは可能です。禁止行為規制は、差別的な取扱いを禁止するものであり、NTTドコモの事業領域を制限するものではありません。NTTドコモは固定サービスを提供できなかったわけではなく、NTTグループ内の事情により、提供していなかったに過ぎません。
- NTTドコモは何らハンデを負っておらず、それをあたかもNTTドコモが公正競争ルールが原因で固定通信事業に進出できなかったかのように主張するのは政策議論をミスリードするものであり、公正競争の確保のために政策的に分離・分割したNTT東・西、NTTコミュニケーションズと一体化することを正当化するものではないと考えています。
- また、IOWNについて網構成がどうなるのかは情報が公開されていないため、現時点で確定的な言い方はできませんが、例えば、仮想化する時にボトルネック設備の部分も含めて仮想化されネットワークと一体的な機能提供しかされない、しかもそれが卸提供される、あるいは、光ファイバという部品を借りることができないということだと、第一種指定電気通信設備制度が機能しなくなり、公正競争が阻害されると考えています。
- したがって、当社としては、IOWNについても当然に必要な機能が“卸提供”ではなく“接続”で提供されるとともに、NTTグループとイコールフッティングで利用ができることは必須だと考えています。ボトルネック設備と一体化したNTT東・西のネットワークと他のNTTグループのネットワークが統合されると、そうした“接続”や“公正平”が担保されず、競争事業者の排除につながる恐れがあることから、禁止されるべきと考えています。



## 2. コロケーションについて

3

5 一般コロケと義務コロケがどのようにになっているのか。現在コロケに関して、問題になっていることはあるのか教えて欲しい。【石田構成員】

### <当社回答>

- 義務的コロケーションと一般コロケーションは、設置場所が物理的に区分されておらず、利用方法によってどちらのコロケーションで扱うかが決まります。
- NTT東・西の第一種指定電気通信設備との接続に必要な設備の設置については、義務的コロケーションとして、接続約款に基づいた手続き・料金（接続料規則に準じた方法により設定された料金）で利用することができるため、接続に必要な設備はコストベースで設置することができる一方、リソース確保の手続き等について厳格なルール（例：長期間のリソース保留ができない等）が定められております。
- 一般コロケーションは、NTT東・西利用部門が行う競争ルール外の取引であり、相対契約によって自由に取引が可能であるため、グループ内で競争ルールよりも有利な条件で取引されていても見えず、ブラックボックスになっている懸念があります。例えば、一般コロケーションの取引を使って、義務的コロケーションではできないようなコロケーションリソースの長期保留等も可能になり、このようなことが行われると、競争事業者が接続のために義務的コロケーションを使いたくても、リソースの空きがなく使えないということが起こり得ます。
- また、今後の5G時代には、エッジ・コンピューティングの普及等で局舎にサーバを設置する需要も増えると考えておりますが、現状のルールでは接続と関係のないサーバの設置は、義務的コロケーションではなく一般コロケーションでの利用となっているため、当該一般コロケーションでの取引において、NTTドコモ等のグループ会社に対して優遇が行われると、公正な競争環境が担保できなくなります。
- したがって、NTTのグループ内取引に関して、実態把握・検証を行うこと、検証等の結果を踏まえて必要なルールや措置を取ることが必要だと考えます。



### 3. 第三者機関による監視について

4

6 Openreachに倣って日本でも第三者機関を置くという主張だが、日本ではあまり第三者機関が機能していない中、どのようなことを具体的にイメージし、どのようなメンバーでこういった監視をするのが望ましいということがあれば教えて頂きたい。【関口構成員】

#### <当社回答>

- 第三者機関をどのような形で運用するとより実効的な監視体制になるのかは議論する必要がありますが、NTTグループの一体化運営が進展する中で、今のNTT東・西からの自己申告に依存した監視体制で本当に大丈夫なのか、そこに大きな課題認識を持っています。
- イギリスでは既に10年以上、外部委員を入れた監視を行ってきています。議論をする際に、先例として大いに参考にすべき点はあると考えています。
- 例えば、本検討会議の構成員や電気通信市場検証会議の構成員等この分野で非常に見識の高い先生に、NTTの内部監視部門に入ってもらい、外部公開が躊躇われるような情報についても厳格に監査・検証いただく。その結果を総務省や審議会、電気通信市場検証会議に報告するといったことをやってみてはどうかと考えています。



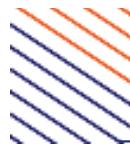
## 4. 今後の検証について (1/3)

5

7 具体的な検証に係る要望の中で、もし競争事業者から見て、こういうデータがあれば、NTTの要望ばかりが実現していないか、手続きの公平性が保たれているかというのが分かるのではないか、というような提案、補足等があれば頂きたい。【高口構成員】

### <当社回答>

- 接続に係るリードタイムには、主に、
  - ・ 事前調査申込のような事務手続きにかかるリードタイム
  - ・ 開通工事のような実際に利用できるまでにかかるリードタイムがございます。
- 例えば、事前調査申込については、接続約款にNTT東・西は1カ月以内に回答を返さなければならないと規定されてますが、実際に回答が行われるまでにかかった期間について、NTTグループと競争事業者の場合に分けて、分布や平均期間等を見て検証することで、グループ内の手続きに対して優遇がされていないかどうかの検証が可能になると考えています。
- また、当社が提案した「NTT東・西の設備等についてNTTグループ・競争事業者から公平にNTT東・西の設備増強・接続機能要望をヒアリング・検証する仕組み」（資料3-1スライド31）については、例えば、「2. コロケーションのスペース・電力の増強要望」の場合、
  - ・ NTTグループと競争事業者からヒアリングした増強要望（局舎毎）
  - ・ 実際にNTT東・西において設備増強された局舎をNTTグループと競争事業者の場合に分けて集計・検証することで、NTTグループのみが優遇されていないかどうかの検証が可能になると考えています。



## 4. 今後の検証について (2/3)

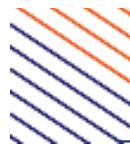
6

- 8 既存のルールが将来に渡って機能するのか、3年後に見直す必要など、将来に渡って検証する仕組みを作りつつ、その後の状況がどうなのかをみることで、将来的に課題として整理すべき論点が出てくると思った。

ただ、3年後まで待てない、すぐにでも取り組むべき項目もあり、将来的な課題とは分けて議論を進める必要があるのではないかと思う。  
KDDIが検証を3年後といっているのは何故か教えて頂きたい。【大谷構成員】

### <当社回答>

- 検証については、今すぐにでも実施し、毎年継続して検証いただきたいと考えています。
- 3年後というのは、検証のことではなく、改めて3年後を目途に“NTTの在り方議論”をしていただきたいと考えています。  
3年としたのは、総務省でも大きな政策議論については3年ごとに行っているためですが、これから時代、本当に3年後でよいのかというところは議論があるかもしれません。
- 少なくとも、毎年の検証で課題や問題が生じたり、NTTの一体化・統合が進展する等今回の議論の前提が大きく変わることがあれば、3年を待たずに、すぐにでも“NTTの在り方議論”を行っていただきたいと考えています。



## 4. 今後の検証について (3/3)

7

- 9 セグメント情報の開示の要望事項があったが、実際に何かをベンチマークにして検証するには、MNO各社の同等な情報と比較検証しなければなかなか難しいのではないか。特に内部取引に係る情報はブラックボックスになっているとのことだが、他のMNOの取引のブラックボックスもあるわけで、それと比較検証する観点も必要ではないか。もし、情報開示のことを言うのであれば、かなり、大きく市場全体を踏まえた情報開示が求められると思う。【岡田構成員】

### <当社回答>

- 当社の課題認識は、NTT東・西のボトルネック設備に係る卸料金の課題（資料3-1スライド38）や卸取引を用いたグループ内の間接取引により現行の競争ルールの潜脱の課題（資料3-2スライド41）であり、ボトルネック設備に係る取引において、現行の競争ルールが内部相互補助・利益相反取引等の反競争行為で歪められていないか、その監視のために必要な最低限の情報として、現状NTT持株及びNTTドコモが開示しているセグメント情報の継続開示を求めているものです。
- ボトルネック設備は、他の事業者が事業展開する上でその利用が不可欠な設備であり、公正な競争環境を確保するためには、その適正性・公平性・透明性の担保が必要です。そのために、第一種指定電気通信設備制度や禁止行為規制等の競争ルールが定められており、それがグループ内取引で潜脱されていないか検証すること、検証に必要な情報を開示することは、非常に重要なことだと考えています。
- なお、コメント頂いたような他のMNOの取引については、ボトルネック設備に係るグループ内取引は存在せず、NTT東・西から競争ルールに基づき光ファイバ等を利用しているため、比較して検証する対象はないと考えております。

*Tomorrow, Together*



おもしろいほうの未来へ。

